

パブリックコメント手続を実施します

1 計画等の名称

野田市特定健康診査等実施計画（骨子案）

2 募集の趣旨

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、「老人保健法」が改正され「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法律」という。）」に変わりました。この法律に基づき、平成20年4月から、医療保険者は40歳以上の被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査、及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することが義務付けられました。

これを受けて、野田市国民健康保険の保険者である野田市では、法律第18条に定められた「特定健康診査等基本指針」に基づき、市の地域特性や健康課題を踏まえた上で、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群の減少に視点をおいた計画の策定を考えています。

今回、野田市特定健康診査等実施計画を策定するにあたり、骨子案を次のとおり公表しますので、皆様のご意見を募集します。

3 パブリックコメント手続実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第2号
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定又は改定」

4 意見を募集する項目

野田市特定健康診査等実施計画（骨子案）全般について

5 公表資料

- ◆ [野田市特定健康診査等実施計画（骨子案）](#)（PDF：27KB）
- ◆ [資料1 特定健康診査等基本指針（案）](#)（PDF：126KB）
- ◆ [資料2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）抜粋](#)（PDF：17.3KB）

6 閲覧方法

- ① 野田市保健センター、市役所・いちいのホールの1階行政資料コーナーで閲覧できます。
- ② 野田市ホームページ内 パブリックコメント募集案件一覧から閲覧できます。

7 意見の募集期間

平成19年12月3日（月）～ 平成20年1月4日（金）※意見募集は終了しました

8 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤・通学している方、本計画に利害関係を有する方。

9 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

① 郵送の場合	〒278-0003 野田市鶴奉7番地の4 野田市役所 保健福祉部保健センター あて ※1月4日の消印有効
② 持参の場合	野田市保健センターへ (土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く) ※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
③ ファクシミリの場合	(FAX番号) 04-7125-1001
④ 電子メールの場合	ご意見はこちらから※意見募集は終了しました

10 書式について

意見提出用紙（PDF形式）を用意しておりますのでご利用ください。

なお、本計画の名称、ご意見等が明記されたものであれば任意様式も可とします。

11 意見の取扱い

提出されたご意見を考慮して、最終案を決定します。なお、ご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、個々への回答も行いませんのであらかじめご承知おきください。

12 問い合わせ先

野田市役所 保健福祉部保健センター 特定健診準備担当

電話 04-7125-1188